

## 第 1 回浜田市再犯防止推進計画策定専門部会 会議録

日 時	令和 3 年 3 月 29 日（月） 13：30～14：30
場 所	浜田市役所第 2 東分庁舎 2 階南会議室
出席 専門部 会員	近藤 由美、三木 武、山本 和之、田中 絵美、坂野 恭司、豊田 知世、 服部 孝之（代理出席：永妻） <span style="float: right;">合計 7 名（代理出席 1 名）</span>
欠 席 専門部 会員	小笠原 薫、向原 仙子 <span style="float: right;">合計 2 名</span>
法務省	広島矯正管区第 1 部 更生支援企画課長 歳森 薫夫、更生支援企画係長 横山 瞬 <span style="float: right;">合計 2 名</span>
浜田市	健康福祉部長 猪木迫 幸子、保護係長 柳原 正樹、子育て支援課長 龍河 章江、 商工労働課長 大驛 弘訓、住宅管理係長 福富 圭、指導相談係長 吉村 幸治、 旭支所産業建設課長 西川 修二 <span style="float: right;">合計 7 名</span>
事務局	地域福祉課長 藤井 陽子、地域福祉係長 重田 昌春、主任主事 林 留実 <span style="float: right;">合計 3 名</span>
会 議 内 容	<p>1 開会（地域福祉課長） 会成立報告 出席専門部会員 6 名、代理出席 1 名、合計 7 名</p> <p>2 健康福祉部長あいさつ</p> <p>3 専門部会員・事務局員の自己紹介</p> <p>4 部会長及び副部会長の選出 部 会 長：島 根 県 立 大 学 豊田専門部会員 副部会長：浜田地区保護司会 服部専門部会員</p> <p>5 部会長あいさつ</p> <p>6 議事 ・浜田市再犯防止推進計画の策定について 事務局より、<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料 1～3</span>について説明。 アンケートの実施を検討するとともに、本日の意見を参考に、次回の浜田市再犯防止推進計画策定専門部会に計画案を示すことで合意。</p> <p><b>【委員からの質問や意見等は以下のとおり】</b>          (委員) 島根県が策定している再犯防止推進計画と同時期に策定となるか。          (事務局) 島根県は令和 3 年 6 月に策定を目指しているが、浜田市は令和 3 年度中の策定を目指すこととなり、必ずしも同時期ではない。          島根県の再犯防止推進計画の委員に浜田市は参画しているため、島根県</p>

の計画を参考に進めている。

(委員) 数値目標を設定する考えはあるか。

(事務局) 数値目標を設定する考えはない。各種統計数値による浜田市の計数は母数が少なく、指数の変動影響が高くふさわしいものと考えることが出来ないため。

(委員) 住民の意識調査であるアンケートについて、具体的に考えているか。

(事務局) アンケートについては、担当課として島根県立大学との共同研究事項として提案しているが決定の通知は現在ない。確定しているものではないが、取り組みが出来る場合、アンケート設問については国が実施しているアンケート設問を参考に住民意識調査を行いたい。またそれを踏まえて、第2回の当専門部会では、計画に反映させたいと考えている。

(委員) 協力雇用主制度について、取り組み周知等の施策はあるか。

(事務局) 市のホームページ等による広告媒体で啓発していくということを考えている。その他の取組については、浜田地区の協力雇用主会の事務局である浜田地区保護司会と連携し取り組みたい。

(委員) 協力雇用主制度について、事業主の認知度が低いのではないかと感じている。この認知度を高めることは重要と考える。

(委員) 協力雇用主について、業種が偏る傾向にあることも課題。件数だけでなく、多職種の登録も大事である。

(委員) 協力雇用主については保護観察所の管轄であり、行政としてその啓発活動に協力していくことが取組の一つではないか。例えば、島根県では商工会議所の事務局長会議に参加し、協力雇用主制度について周知等を行っている。

(委員) 協力雇用主の事業主は保護司となっているケースも多い。助成金等のメリットはありハローワークでも周知を行っているが、登録までには至らないことも多い。

(委員) 居住確保ということで市営住宅の連帯保証人が不要となったとあるが、何か証明など必要か。

(浜田市) 不要である。

(委員) 入居時に、何かあった場合の連絡先を求められることがあり、その連絡先を用意することが出来ず居住支援に苦慮することがあるが、浜田市ではどのような状況か。

(浜田市) 連絡先を求めるが、連絡先を用意できない方もいる。個別に状況等を伺い、困難な場合は連絡先が無くても受け入れていることもある。場合によっては、親族等の連絡先に言うことが出来ないという理由であった場合、過去には浜田市が関係者と連携し、その連絡先候補の方へ説明し用意出来た方もいる。

#### 【委員からの質問・意見等】

(委員) 刑務所や少年院とはどういうところであるかの理解が十分でないと思っ

ており、刑務所や少年院等への見学をぜひ行って欲しいと考えている。そうすることで、施設や取組など、更生保護の理解が高まるのではないかと考えており啓発している。ただし、令和2年度は新型コロナウイルスの感染症対策として施設見学は不可であった。

(委員) 高齢者の検挙割合は多く、例えばいきがい就労など個人の出番が確保される支援に繋がれば、犯罪の防止に寄与すると考える。

(委員) 高齢者への取組記載について、本日の資料では少ないと思われるため、意見を参考に取組検討いただきたい。

#### 7 その他

- ・事務連絡（浜田市再犯防止推進計画策定専門部会員の変更について）

人事異動等により変更のある参画団体について、後任推薦及び本人承諾書を提出いただくよう依頼。

#### 8 閉会